

3月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

法務コンサルティングの技術

～ケース・スタディを通じてコンサルティングのノウハウを習得する～

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 松本伸也 弁護士（丸の内総合法律事務所）

■日時 2020年3月5日（木）
午後1時30分～5時（計3時間30分）

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室
（東京都中央区日本橋茅場町3-9-10）

■定員 50名（申込順）

※会場での録音・撮影，パソコン・携帯電話の使用は
ご遠慮願います。

■お支払額 1名につき33,000円
（受講料30,000円＋消費税等（税率10%）3,000円）

■同一の受講申込書にて1社2名以上申込の場合，2人目から受講料を2,000円（税抜）引きといたします。

■経営法友会会員の方を対象として，先着10名様までに限り，受講料を1名につき21,000円（税抜，上記割引との併用はありません）に割引いたします（10名に達した時点で割引を締め切ります）。会員の方は，下記受講申込書の「 経営法友会会員」の に✓を入れて下さい。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

講座開設の趣旨

くわしくは，裏面申込要領をご覧ください。

▶社内から寄せられる法律相談への対応は，法務部門として日常的に大きな比重を占める重要な仕事です。法務担当者には，法律問題について悩みを抱えている，あるいは解決策を模索しているクライアントである社内の諸部門からの相談に対し，常に最適な解決策や対応方針を提示できるような，カウンセラーとしての素養を備えていることが期待されます。

▶しかし，このような素養は一朝一夕で身に付くものではなく，明確な目的意識といくつかの重要な指針を基礎に置いて，主体的に日常の法律相談業務を積み重ねていくなかで獲得するものです。

▶さらに，高度に専門的な知見を必要とする案件について，弁護士に相談を依頼することも法務部門の主管業務ですが，法務担当者には，社内クライアントと弁護士との単なる伝言板ではなく，会社の意図や実情，必要な情報を弁護士に伝達するとともに，弁護士との間で専門的レベルでのコミュニケーションを的確に行い，弁護士と協働して解決策を見出していく主体的な役割が求められています。

▶そこで本講では，具体的な相談案件を素材として，法務担当者が法律相談業務（弁護士への相談依頼を含む）を遂行するうえで身に付けておきたい法務コンサルティングの技法を解説します。

（受講者には事前に設例を検討していただき，当日はディスカッションを交えて講義を進めます）

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

年 月 日

(3/5)『法務コンサルティングの技術』（33,000円1名分）(但し 名分)

社名	部 署	業 種
住所 (〒 -)		電話番号
受講者名	左記受講者のEメールアドレス	社歴等（端数切上） 入社後 実務経験
①		約__年 約__年 Eメール希望
②		約__年 約__年 Eメール希望
③		約__年 約__年 Eメール希望

（※）本「受講申込書」ご記入の連絡先に，今後のセミナー案内等をする事を希望される方は，○で囲んで下さい。↑

経営法友会会員（会員会社の方は， に✓をお入れ下さい。）

1. 法務部に求められている役割
2. 法律相談における事情聴取の意味—情報収集
3. 法務部員が備えているべき資質・能力
4. 法務コンサルティングの技術
5. 会社に対する利益貢献
6. ケース・スタディ（全4ケースを予定）

〔ケース・サンプル〕

〔設例〕

産業廃棄物処理業者X社は、産業廃棄物処理施設を建設するには立地条件その他の理由から、甲社の所有しているA土地が最適であると判断し、甲社に対し、当該土地を買いたい旨の申し入れをしてきた。

甲社は、当初、当該土地には土壤汚染があり、処理費用や責任問題もあることから、売却に躊躇を覚えていたが、X社は、土壤汚染は処理せずそのままの状態がよく、また、売買価格も市場価格でよいとの条件を提示してきた。

なお、当該土地の周辺には住宅はなく、反対する住民も存在しないものとする。但し、当該土地には、土壤汚染対策法の適用の余地があるものとする。

〔設例での相談事項〕

- 1 本件の売却話を進める場合に留意すべき点はないか。
- 2 当該土地を市場価格で売却することは問題ないか。
- 3 この土地をX社に売却するとして、売買契約条項として特に盛り込むべき条件はどのような内容が考えられるか。

お 申 込 要 領

■受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。

■申込み受け付け後、請求書・受講票、振込用紙をご送付いたします。受講料は、請求書到着日からセミナー開催後1ヶ月以内の間にお振り込み下さい。特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。

■受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願いいたします（この場合は、必ず事前に下記「問合せ先」までご連絡下さい）。

■ご記入いただきました個人情報、弊社の「個人情報保護方針」(<https://www.shojihomu.co.jp/p005>)に従って適切に取り扱います。

■反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。

■講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。

■大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。

■申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843(専用)

※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。

■問合せ先 電話03(5614)5650(ダイヤルイン)

Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

URL: <https://www.shojihomu.co.jp/>